

様式第74号(イ)

公示送達書

水税告示第4号
令和8年6月3日

下記の書類は、当県税事務所に保管しており、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

茨城県水戸県税事務所長



| 送達を受けるべき者の氏名 | 送達すべき書類を特定するために必要な情報 | 備考 |
|--|----------------------|----|
| 興野 功一相続財産法人 | 国税徴収法第131条に基づく書類 | |
| (注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示の日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。 | | |